

第4回寝屋川市総合計画審議会議事録

1 日時

平成27年9月7日（月）午後2時55分～5時5分

2 場所

市役所議会棟4階 第1委員会室

3 出席者

池嶋 聖司、今川 晃、植田 良二、太田 徹、河野 徹也、北川 光昭
木村 容千、甲野 節男、郡 美博、清水 百合子、住田 利博
長岡 えり子、中川 芳行、中村 一二三、野々下 重夫、板東 敬治
平田 一裕、平田 陽子、山下 實、幸 徹

20人（全22人）

《関係職員》

39人

《事務局》

8人

4 傍聴者

11人

5 議事

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（試案）の審議

(会長)

皆さんこんにちは。本日は、公私何かと御多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいま委員22人のうち、20人の御出席をいただいております。したがって、寝屋川市総合計画審議会規則第5条第2項の規定により、本日の会議が成立をいたしますので、これより第4回寝屋川市総合計画審議会を開催させていただきます。

それでは、早速ですが、案件に入らせていただきます。前回は、施策14「学ぶ力を育成する」まで御審議をいただきましたので、本日は、施策15「教育環境の整備・充実を図る」から審議を進めてまいります。まず、関係職員から施策の説明を願います。

関係職員。

(関係職員)

学校教育部でございます。よろしくお願いたします。

それでは、施策15「教育環境の整備・充実を図る」について説明させていただきます。

まず、現状と課題でございますが、幼稚園園舎棟及び小中学校の校舎棟・屋内運動場は耐震補強が完了しているところですが、子どもたちが安全で快適に過ごすことができるよう、引き続き学校園施設の整備など教育環境の充実を図る必要があると考えております。

また、通学路につきましては、関係機関や地域と連携し、今後も、継続的に安全確保を図っていく必要があると考えております。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向けて2つの施策を実施してまいります。

1つ目は「学校園施設の整備」でございます。

2つ目は「通学の安全確保」でございます。

これら施策につきましては、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる16項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は32ページに記載の「学校園施設の経年化対策」「通学路の安全対策」「学校給食の運営」の3項目でございます。取組概要につきましては記載のとおりでございます。

なお、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる取組項目のうち、番号を付番した上で分けて設定している取組についてですが、「学校園施設管理業務①」につきましては、学校施設の環境整備に係る用務事務、小学校校庭芝生化事業等の取組、「学校園施設管理業務②」につきましては、学校施設に係る施設管理事業等の取組となっております。また、「就学支援①」につきましては、義務教育の円滑な実施に向けた就学困難な児童・生徒の保護者に必要な支援を行う義務教育、就学援助事業等の取組、「就学支援②」につきましては、幼稚園教育の普及・充実にに向けた幼稚園就園奨励費補助金支給事業等の取組となっております。

次に市民の役割でございますが、1つ目が「園児・児童・生徒の教育環境の充実に協力します。」、2つ目が「子どもたちの登下校時の安全・安心を見守ります。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

委員。

(委員)

市民の役割「園児・児童・生徒の教育環境の充実に協力します。」とありますが、教育環境の整備・充実とした方がより丁寧で流れも良いと思いますので、「園児・児童・生徒の教育環境の整備・充実に協力します。」に変更してはどうかと思います。

(会長)

御意見ですね。

他にございませんか、委員。

(委員)

重点取組項目「学校給食の運営」ですが、小学校給食と中学校給食で課題が大きく変わってくるため、それぞれ分けた上で重点取組項目として取り組んでいただきたいと思います。

また、重点取組項目に「学校園施設の経年化対策」がある一方で、施策指標としてプールと屋内運動場の改修に関する指標しか設定されていないのですが学校施設そのものが古くなっており、校舎の改修が先ではないかと思えますので、施策指標としては、学校の大規模改修のような指標を設定する必要があるのではないかと思います。

(関係職員)

委員がおっしゃるように、学校施設の長寿命化等が大きな課題となっております。ただ、今現在その施設の改修に係る計画を持ち合わせていないところが現状です。その中におきまして、市民プールが廃止になったということで、小・中学校のプールを開放してほしいというような意見もあることから、プールの改修をしていく必要性も感じており、計画的に実施しているところでございます。

もう一つ、小・中学校の屋内運動場の屋根・床の改修ですが、経年劣化している状況から計画的に実施しているところではございますが、これも避難所として活用する点からも改修の必要性があるものと考えており、以上の理由からこの2項目を施策指標として設定しているところです。

(会長)

委員。

(委員)

大規模改修については計画がないということですが、早急に市として計画策定など、対応していただきたいと思います。

また、就学援助を受ける子どもたちが増えており、依然として、経済的な

理由で進学を諦めざるを得ないような子どもたちがいるという話も聞くため、行政としては子どもたちの就学・進学に対する援助も重点取組項目として設定する必要があるのではないかと思います。

加えて、かつて実施していた高校生への奨学金の支給についても検討していく必要があるのではないかと思います。どうか。

(関係職員)

就学援助については、一定、対象者が限られるという点もありますので、重点取組項目からは外させていただいているところです。

(会長)

ほかに何かありませんか。

委員。

(委員)

最後に、先生たちの心身のリフレッシュ、資質の向上などに関する取組を市として実施していただきたいと思いますので検討をお願いします。

(会長)

ほかに何かありませんか。

委員。

(委員)

市民の役割ですが、市民に協力していただくという内容が多く、当事者側としての市民の役割が抜けているのではないかと思います。例えば、先生、児童・生徒が学校園の備品、設備の維持管理を適切に行うなど、先生、児童・生徒の当事者としての役割があるのではないかと思います。どうか。

(関係職員)

市民の役割では、教育環境の充実に関する取組を市民の皆様に御協力いただきたいという考えで記載させていただいているところでございます。

(会長)

委員。

(委員)

それはそれでいいのですが、やはり先生なり生徒なりが自ら努力するという観点も必要なのではないかと思えます。

(会長)

市民の役割とは別の項目が要るのではないかとということですか。

(委員)

市民の役割でいいのですが、先生、生徒も市民であるため、その観点からの記載をしていただければということです。

(会長)

生徒、教職員の方も市民に含めるという御意見ですか。

(委員)

主体的に自ら実施する取組が市民の役割として、必要な観点ではないかという気はするのですが。

(副会長)

今、おっしゃったことに異論はありませんが、市民の定義というのはみんなのまち基本条例で規定されている定義という理解でよろしいですか。

(会長)

委員。

(委員)

みんなのまち基本条例では、市民は「寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者」となっており、幅広い定義となっていることから、当事者意識が必要なのではないかという観点で意見させていただきました。検討してください。

次に、重点取組項目「学校給食の運営」の取組概要に効率的・効果的な運営とありますが、具体的な意味を説明していただけますか。

(関係職員)

小学校につきましては、全24校中12校において業者へ調理業務を委託していることから、効率的・効果的な運営と記載させていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

効率的な運営、効果的な運営とはどういうものかという説明を聞かせていただけたらありがたいのですが。

(関係職員)

給食調理業務は委託をしており、そういった意味で効率的な運営との表現としているかと思いますが、詳細については、確認させていただきます。

(会長)

ほかにありませんか、委員。

(委員)

重点取組項目「学校給食の運営」に関する内容が現状と課題の中に全く含まれていませんので、できれば、給食に関する内容を入れていただければと

思います。

また、施策名が「教育環境の整備・充実を図る」とあることから、重点取組項目「学校園施設の経年化対策」を「学校園施設の経年化対策及び充実」という名称に変更して、少しでも学校にある備品などが増えていくような取組にできればと思います。

次に施策指標ですが、単純に実績値を入れるのではなく、実際に必要な数に対してどれだけ改修できているかという観点で、例えば、パーセンテージで記入するなど表現の仕方を検討していただければと思います。

(会長)

御意見ですね。

ほかにございませんか。委員。

(委員)

当施策は前期基本計画から新たに設けられた施策ということもありますので、現状と課題はしっかりと押さえておくべきであると思います。そういう面で細かな文章的な流れを言いますと、2段落目の3行目に「学校園施設の整備などの教育環境の充実を図る必要があります。」とありますが、「の」が3つ続くような表現となっているため、もう少し工夫していただいた方がいいのではないかと思います。

それから、重点取組項目等において「経年化」という表現が使用されておりますが、経年化というと修繕する必要があるものと受け取られるので、「長寿命化」という表現を用いる方がよいのではないかと思います。

次に、重点取組項目「学校給食の運営」に関連するかと思いますが、中学校給食については、様々な課題があると思いますので、その点は取組として押さえておくべきではないかと思います。

次に、市民の役割「子どもたちの登下校時の安全・安心を見守ります。」とありますが、これは、安全見守り隊のことを言っているのですか、それともそれ以外の全てのことを指しているのですか。施策16「青少年の健全育成を推進する」の施策指標に「子どもの安全見守り隊の登録者数」という指標

があるため、ここでの内容が果たして通学路の登下校時に関わる人たちなのかどうなのかという確認をするものです。

(関係職員)

市民全体を指しており、例えば、子ども110番に関する旗を家に立てていただいている方、それから、そのような旗を立てていなくても見守っていただいている方を指しております。

(会長)

委員。

(委員)

それでは、子どもの安全見守り隊はどういう方々なのですか。

(関係職員)

安全見守り隊につきましては、各小学校で自ら参加の意思を示されて協力いただいている方々のことを言います。

(会長)

委員。

(会長)

当施策の「子どもの登下校時の安全・安心を見守ります。」と施策16「青少年の健全育成を推進する」の安全見守り隊との区分、整合性を確認すべきということですか。

(関係職員)

確認いたします。

(会長)

よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

なければ、施策16「青少年の健全育成を推進する」の審議に入らせていただきます。関係職員の入替えを行います。

準備ができましたら、説明をしてください。

(関係職員)

社会教育部です。

それでは、施策16「青少年の健全育成を推進する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、近年、青少年を取り巻く環境が目まぐるしく変化し、いじめ、不登校、引きこもりなど青少年に関する課題は深刻化かつ多様化しています。本市では、学校、家庭、地域の連携を進め、家庭教育の充実、青少年の社会参加の促進など、青少年の健全育成に取り組んでいます。

また、子ども・子育て支援事業計画に基づきながら、放課後児童の安全・安心の居場所の充実などを図るなど、更に青少年健全育成を推進する必要があります。

次に、施策の展開でございますが、前述の認識の下、課題の解決に向けて2つの施策を実施してまいります。

1つ目は「地域教育の活性化」でございます。

2つ目は「青少年の健全育成」でございます。

これらの施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる5項目により具体的に進めますが、重点取組項目は34ページに記載の「放課後の居場所の充実」「家庭教育力の向上」「青少年リーダー組織の強化」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

また、市民の役割でございますが、「学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成に取り組めます。」とさせていただいております。施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。

それでは、施策16につきまして、何か御質問、御意見等はございませんか。
委員。

(委員)

最近起きた2人の子どもに関する事件について、関係職員の方はどのように考えたのか、今回の事件を踏まえた今後の課題等について聞かせていただきたい。

(関係職員)

あつてはならない悲しい事件であり、最悪の結果になりまして、非常に心を痛めている現状です。

今までも社会教育団体の協力を得て子どもの見守りなどに取り組んでまいりましたが、結果的にそれらの取組における隙間の中で起こった事件でございまして、その隙間を埋めていきながら、子どもの命・安全を守る取組を社会全体で進めていかなければならないと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

個人的な感想になりますが、まず、親の姿勢、子どもの姿勢、それから、周囲の環境、これらをもう一度、一から考えるべきであると思います。そのためには、子どもたちをどのように将来に向けて育て上げていくかということを中心に考えていただきたいと思います。

(関係職員)

今、御指摘いただきました御意見につきまして、正にそのとおりであると思っております。全ては一から築き上げていかなければならないことであると考えております。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

委員。

(委員)

施策の展開「青少年の健全育成」ですが、「次代を担う青少年リーダーの組織力の強化を図るとともに」とありますが、組織力の強化を図るという表現はわかりにくいので、「次代を担う青少年リーダーを養成するとともに」に変更してはどうかと思います。

次に、重点取組項目ですが、それぞれ、取組概要に取組名がそのまま入っておりますので、なるべく同じ表現を使用しないような取組概要にしてはどうかと思います。

(会長)

ほかにご意見ございせんか。

委員。

(委員)

青少年という定義はどれくらいまでの年代を想定していますか。

(関係職員)

30歳程度です。

(会長)

委員。

(委員)

それであれば、20代、30代に対する取組が弱いのではないかと思いますので、重点取組項目に設定するなど、更なる充実を図っていただきたいと思

ます。

また、中学校までは義務教育で学校の先生も関わって健全育成に取り組んでいます。また、高校になった途端、対応が困難となるという問題もありますので、だからこそ、重点取組項目として設定してもらえればと思います。

次に、重点取組項目「放課後の居場所の充実」で留守家庭児童会と放課後子ども教室を一体化するという記載がありますが、それぞれ目的は違うのではないですか。

(関係職員)

留守家庭児童会に関しましては、就労等によって放課後児童を保育できない環境にある家庭に対するものであり、放課後子ども教室につきましては、全ての児童を対象として、様々なプログラムで体験活動を行う機会を構築するものです。

(会長)

委員。

(委員)

明らかに目的が違うものが一体化することに疑問に思いますので、それぞれ個別に重点取組項目に設定していく必要があるのではないかと思います。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

委員。

(委員)

施策の展開「青少年の健全育成」に「各種団体と連携し」とありますが、加えて、寝屋川市内の高校、大学に在籍している若者、特に昼間に寝屋川市におられる方々との連携ということも今後重要となってくるのではないかと思いますので、意見だけ述べておきます。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

委員。

(委員)

現状と課題 1 段落目の 1 行目に核家族化とありますが、それに関連して、家族形態の変化であったり、就労時間の多様化ということが大きな社会的背景であると感じますので、一括りに大きく表現するのか、それとも少し的を絞った表現にするのか、お考えいただきたいと思います。

次に、現状と課題 1 段落目の 1 行目に情報化社会が進行するとありますが、スマートフォン、SNS などの個別の事象について記載した方がわかりやすくなるのではないかと思います。

それから、現状と課題 2 段落目の 1 行目に「本市では、学校、家庭、地域の連携」となっていますが、これは行政を含めた 4 者と受け取れるような表現に変更した方が良いと思います。また、その次の行の「地域コミュニティの活性化」ですが、「地域教育コミュニティ」と明確に記載した方が良いかと思います。

次に、重点取組項目ですが、留守家庭児童会と放課後子ども教室の一体化だけでなく、もう一つ寝屋川市独自の取組として、放課後校庭開放事業がありますので、そこを含めた一体化を目指した事業についても明記していただきたいと思います。

最後に、市民の役割ですが、今回の事件のことも踏まえ、今後の取組に対しては、青少年の保護というような表現を加えてはどうかと考えております。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、施策 17「生涯学習を充実する」の審議に入らせていただきます。

(関係職員)

それでは、施策17「生涯学習を充実する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、社会経済情勢の変化などに伴い、学習環境の整備や学習活動を通して人のつながりを育み、心豊かに生活を送ることが求められております。今後も学習環境を整備し、生涯学習の情報などを提供して、市民の学習成果が地域に還元できる取組を進めていく必要がございます。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下に課題の解決に向けて2つの施策を実施してまいります。

1つ目は「学習活動の充実」でございます。

2つ目は「読書環境・読書活動の充実」でございます。

これらの施策について施策に掲げる全ての取組シートに掲げる5項目により、具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は36ページに記載の「学習活動体制の充実」「図書館機能の充実」「子ども読書活動の推進」でございます。取組概要につきましては記載のとおりでございます。

また、市民の役割でございますが、「学習活動への参加に努めます。」
「知識の蓄積や情報の収集に努めます。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については記載のとおりでございます。

以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

委員。

(委員)

現状と課題2段落目の1行目ですが、「誰もがいつでもどこでも学習できる環境整備や学習活動を通して、人のつながりを育むとともに」とありますが、具体的にはどのような意味でしょうか。

(関係職員)

学習できる場所の環境を整備することによって人々がそこに集い、集う中で人と人とのつながりが生まれてくるということを意味しております。

(会長)

委員。

(委員)

施策の展開「学習活動の充実」で、「市民が快適で安心して学習活動を行うことができる」とありますが、この快適で安心してという言葉がここに出ることについて、多分、これはICTの活用を通して、快適な環境になるという意味で快適という言葉が入っているものかと思いますが、もし、そうであるならば、意味が分かるように付け加えていただいた方がわかりやすいのではないかと思います。どうか。

(関係職員)

ここで言う快適につきましては、例えば、機材の更新などで環境を整備するということも含めての意味でございます。

(会長)

委員。

(委員)

学習活動をするのに普通は快適という言葉を使いませんので、それに代わる言葉があった方がよりわかりやすく、すんなり理解できるかと思います。

次に、市民の役割「学習活動への参加に努めます。」「知識の蓄積や情報の収集に努めます。」とありますが、これらは学習活動へ参加して、知識の蓄積や情報の収集に努める。という1つの意味であるかと思いますが、これらを1つに設定し直し、更にもう1つの役割として、それらにより得た知識、情報等を地域社会にいかしますなど、異なる役割を記載した方が良いの

ではないかと思えます。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

委員。

(委員)

施策指標「図書館の市民1人当たりの貸出冊数」ですが、本を借りる前に、まず図書館の利用カードがありますので、当カードの普及に関する指標を設定してはどうかと思えます。

それから、北河内7市で協力して、貸出しをお互い実施していると思えますが、そういった数字は、施策指標「図書館の市民一人当たりの貸出冊数」に含まれているのでしょうか。

(関係職員)

カード登録利用者数は現在、9万人程度でございますが、現実には1年間に本を借りに来られる方、実動のあるカードという意味ですと2万ぐらいに落ちてしまうということで、なかなかカードの発行枚数、登録者数を指標にしても、実態を反映しにくいという事情がございます。

もう1点、貸出冊数について、わずかではありますが、北河内7市連携の分も個人貸出冊数の一部として含まれております。

(会長)

よろしいですか。

委員。

(委員)

現状と課題2段落目の1行目に「どこでも学習できる環境整備」とありますが中央図書館にあります学習室の整備などを取組項目として挙げていく必要があるのではないかと思えます。

(関係職員)

今、委員がおっしゃいました図書館の自習スペース的なものも含まれておりますし、図書館における使い勝手の良い状態をつくっていくということにつきましても環境整備になると思います。

(会長)

委員。

(委員)

重点取組項目「図書館機能の充実」の中に学習室を作るということが含まれているということで理解します。

ただ、今回、補正予算の中にも出て、学習室をきれいにするという内容ですが、全体の席数が減ってしまうということもあります。そうすると、具体的に学習しようと思ったときに、場所の確保ということが大切になってくるかと思しますので、その辺りについては計画的にお願いしたいと思います。

最後に、重点取組項目「子ども読書活動の推進」の取組概要に、「学校や家庭での子ども読書推進を図る」とありますが、学校に置かれている学校図書室の本の冊数が、国が示す基準に達していない学校もあるということもありますので、まずは本の冊数を整えた上で、こういう計画を具体化することが必要かと思しますので、是非努力をお願いしたいと思います。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

委員。

(委員)

読書活動の推進に関しては、今回、寝屋川市出身の又吉さんが芥川賞を取られたということで、寝屋川市としてはチャンスだと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

重点取組項目「図書館機能の充実」ですが、子どもの読書活動を推進するために図書館機能を何か特別なものとするような考えはお持ちなんですか。

(関係職員)

子ども読書活動の充実につきましては、寝屋川市駅前図書館に駅子ども読書室というスペースを設けて、乳幼児も含めまして、絵本読み聞かせなどの活動を行っております。

(会長)

よろしいですか、委員。

(委員)

それが充実というかどうかわかりませんが、後期基本計画の取組としてもうワンステップ上がるような取組を実施していただければと思います。

(関係職員)

「第2次子ども読書活動推進計画」を現在策定中ございまして、その中で学校教育も含めた、子どもへの読書の推進をいかにしていくかということを検討しております。

(会長)

検討中ですね。

委員。

(委員)

寝屋川市は読書活動推進のチャンスですので、子どもの読書の推進も含めて、寝屋川市民全般が読書に勤しんでいるということを表向きに出していただき施策に取り組んでいただきたいと思います。

(会長)

委員。

(委員)

施策の展開「学習活動の充実」など、様々な学習機会に接した後、学んだことを踏まえて、いかに地域課題に取り組んでいくのかといった観点はないのでしょうか。

(関係職員)

現在、まちの先生養成講習会というのをさせていただいております。各々の学んだ資質をいかして、バンク登録させていただいて学校等に派遣している事業がございますので、その辺りの事業を十分これからも推進していきたいと考えております。

(会長)

それはわかりますが、そこを踏まえて、この施策の中で重点取組項目、あるいは施策の展開などで反映したらどうかという問題提起も含めて質問されたものです。そういうことを意図して考えているのかどうかということをお聞きになっているんです。

(関係職員)

もちろん、知識とか学習していただいたものを市民の方に還元するということは意識して取組設定などを考えていきたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

学びと実践の一体化という表現も必要ではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。なければ、施策18「文化の振興を図る」の審議に入らせていただきます。

(関係職員)

施策18「文化の振興を図る」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですか、文化振興条例に基づき、文化芸術の活動など、鑑賞の場の提供を始め、環境づくりなど推進してまいりました。

今後、特に若者が文化芸術に触れ合うきっかけづくりや文化活動の担い手の育成に取り組むことが必要となってまいります。また、市内の文化財の有効活用を図り、次世代に文化や歴史を継承していく必要がございます。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向けて2つの施策を実施してまいります。

1つ目は「文化振興の推進」でございます。

2つ目は「文化財の保護、継承と活用」でございます。

これら施策については施策に掲げる全ての取組シートに掲げる3項目により具体的に取組を進めますが、重点取組項目は38ページに記載の「文化振興のための環境整備」「文化芸術活動の活性化」でございます。取組概要につきましては記載のとおりでございます。

次に、市民の役割でございますが、「文化芸術活動への参加に努めます。」「自主的な文化芸術活動の中で活動の担い手を育みます。」とさせていただいております。施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については記載のとおりでございます。

なお、施策指標「アルカスホールの入場者数」の平成26年度実績値が平成32年度のめざそう数値を上回っております。主にメインホールの入場者数が増加したものでございますが、平成25年度に平日のメインホールの利用料を値下げしたことも要因の1つと考えております。このめざそう値につきましては、平成26年度実績値を基準に毎年1パーセント増を見込んで、79,300人に変更させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、施策18「文化の振興を図る」につきまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

委員。

(委員)

まず、文化振興のための拠点として、アルカスホールだけではなく、もう少し広い視野で、本当に寝屋川市全域の文化振興のためには何が必要なのかということ、検討していただきたいと思います。

(会長)

委員。

(委員)

現状と課題などにおいて、発展性があり、具体的である内容が記載されていないので、これでは5年経ってもまた同じことを言っているものと思ってしまうのですが、その辺りの観点を行政としてどのように思われているのかお聞かせいただきたいと思います。

(関係職員)

文化振興条例を制定し、具体的な事業を推進していくことは非常に大事なことだと思いますが、なかなか推進できない現状がございまして、現実としては、歯がゆい状態がございまして、諦めずにそれに向けて地道に取り組むべき分野であるものと思っております。

(会長)

具体的な御指摘をいただければ。委員。

(委員)

例えば、郷土への愛着を感じてもらえるような取組を積極的に行っていくとか、地域のお祭り、昔からの伝統行事などへの取組にもう少し力を入れていくべきではないかと思います。

また、様々な団体と連携するとか、先ほど言いましたように、寝屋川市には高校、大学も非常に多く、生徒、学生も多いため、もう少しやり方があるのではないかという気がいたしますので、考えていただければと思います。

(会長)

委員。

(委員)

現状と課題ですが、先ほどは青少年というキーワードが使われておりましたが、ここでは、若者という表現がされているため、整合性なり、また定義なり、しっかりとしていただきたいと思います。

それから、施策の展開「文化振興の推進」に「文化芸術に触れる機会の充実を図る」とありますが、これは市内だけの機会の充実ということになるのでしょうか。それとも、他市を含めてと考えているのでしょうか。

(関係職員)

主催するという意味においては主に市内でございます。

(会長)

委員。

(委員)

この京阪沿線には大阪市であったりとか京都市であったり、電車一本で非常にすばらしい高度な芸術文化に親しめるそういうような土地柄でもありますので、その地の利をいかした形での文化芸術に触れる機会を是非、工夫していただきたいと思います。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。なければ、続きまして施策19「スポーツ活動を推進する」の審議に入らせていただきます。

関係職員から施策の説明を願います。

(関係職員)

施策19「スポーツ活動を推進する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、健康意識の高まりやライフスタイルの多様化など、スポーツに対するニーズや競技力強化の機運はますます高まっております。本市では誰もがそれぞれの目的や体力に応じたスポーツ活動に親しめる機会を提供してまいりました。

今後もスポーツに親しめる環境の充実に図り、競技スポーツの普及などの取組を推進する必要があります。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向けて2つの施策を実施してまいります。

1つ目は「スポーツ活動の充実」でございます。

2つ目は「スポーツ活動のための環境づくり」でございます。

これら2つの施策については施策に掲げる全ての取組シートに掲げる4項目により、具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は40ページに記載の「生涯スポーツの推進」「競技スポーツの振興」「施設の整備・充実」でございます。取組概要につきましては記載のとおりでございます。

また、市民の役割でございますが、「自分に合ったスポーツ活動への参加に努めます。」とさせていただきます。施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については記載のとおりでございます。

以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、施策19につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

うか。

委員。

(委員)

現状と課題ですが、現状と課題3段落目の2行目に「競技スポーツの普及、競技力向上を目指した取組を推進する必要があります。」とありますが、これは前期基本計画には記載していなかった言葉ですか。

(関係職員)

前期基本計画では記載しておりませんでした。

(会長)

委員。

(委員)

今回、この競技スポーツを強調しておられる背景について教えていただけますか。

(関係職員)

2020年に東京オリンピック、パラリンピックがございまして、そういった観点からも競技スポーツに関する記載を入れました。

(会長)

委員。

(委員)

わかりました。

全体的に高度な技術を求める人もいらっしゃるかと思いますので理解いたします。

次に、施策指標「各種スポーツ事業の参加者数」ですが、平成21年度の実

績値が26,776人で、今回の実績値が25,234人ですから若干減っておりますが、めざそう値を29,500人とする根拠は何があるのでしょうか。

(関係職員)

競技スポーツの振興など、新たな事業を展開させていただきまして、スポーツ事業の参加者数を増やすよう、事業を進めていきたいという思いで数値を設定させていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

積極的に目指すべき数値を設定して、それに向けて取り組むということで理解させていただきます。

(会長)

ほかにございませんか。

委員。

(委員)

現状と課題の3行目に、「競技力強化の機運はますます高まっています。」、4行目に「スポーツ活動に親しめる機会を提供してきた。」とあり、課題がない代わりにそのような表現がされていると理解しておりますが、その取組をしてきた結果として市民の満足度はどのように変わったと感じていますか。

(関係職員)

満足度につきましては、市民意識の指標にありますように現状値は17.7パーセントというような形になっておりますが、今後、これを増やすような方向で検討していかなければならないと認識しております。

(会長)

委員。

(委員)

重点取組項目「施設の整備・充実」ですが、この社会体育施設の整備充実に取り組むということは、具体的に新たな施設を設置することまで視野に入れていらっしゃるのですか。

(会長)

関係職員。

(関係職員)

老朽化した施設を工夫を凝らしてもっと使い勝手のいい形にしたり、新たに最新の機材を導入したりすることが中心になってくるかと思えます。

(会長)

委員。

(委員)

それは面積的には現状と変わりなくという理解でよろしいですか。

(関係職員)

例えば、新たな球場を設置することなどは今のところ考えておりません。現状の面積のままと思っていただいて結構でございます。

(会長)

委員。

(委員)

小・中学校の学校園の整備について、屋内運動場の施設整備というのが今後5年間に於いて計画的に行われるものかと思いますが、社会人への開放が制限されるかと思いますが、施設の整備・充実という、それに見合った形の取組が実現できるよう、お願いしたいと思っております。

また、先ほど現状と課題の中で、今後の施策については東京オリンピック・パラリンピックのその一つの2020年があるから、その機運が盛り上がってきているとの話がありましたが、2020年のオリンピック・パラリンピック開催を目標にしてしまうと、そこが終わったら次の目標がなくなってしまうので、少し考え方を改めていただき、2020年以降も取組を推進していただきたいと思っております。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

委員。

(委員)

パラリンピックもありますので、障害福祉室との連携も必要であるかと思いますが、障害スポーツの観点はどのようにお考えですか。

(関係職員)

障害スポーツの参加機会の充実ということは、障害福祉室の方で生涯スポーツとして取組をされておられますので、ここでは明記しておりませんが、連携を図っていくというスタンスで対応させていただきたいと思っております。

(会長)

委員。

(委員)

明記されてないですが、そういうスタンスであれば明記された方がいいの

ではないかなと思っておりますので、意見しておきます。

(会長)

委員。

(委員)

重点取組項目「競技スポーツ振興」に「高いスポーツ技術に触れる機会と指導の充実を図ります。」とありますが、「施設の整備・充実」で、新しい施設の設置などは考えていないというお話でしたが、現状、寝屋川市の既存の施設で高いスポーツ技術に触れられるような施設がほとんどないものと認識しているのですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

(会長)

関係職員。

(関係職員)

スポーツの種目も、今後、検討していかなければならないものと思っておりますが、寝屋川市の施設に合った競技を対象にやっていきたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

色々と経費がかかるものもあると思いますので、中々難しいとは思いますが、重点取組項目として掲げている以上は、是非、推進していただきたいと思っております。

(会長)

委員。

(委員)

正に委員がおっしゃったように、本当に競技スポーツの振興が図られる施設があるのか疑問に思います。市民プールなどの施設の整備にも関わりますが、一定検討の余地があるのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。

また、市民体育館の利用者数が伸びていく話になっておりますが、教育センターにありました体育館が閉まるなど、今後、施設が減っていくという状況がありますので、この「施設の整備・充実」というところで、本当に市民の方が満足して利用することができる場所を確保するという点について、検討の余地があると思いますのでお願いします。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

なければ、施策20「国内外の交流を推進する」の審議に移らせていただきますので、ここで関係職員の入替えを行います。

(関係職員)

人・ふれあい部でございます。

それでは、施策20「国内外の交流を推進する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題ですが、本市は和歌山県すさみ町、アメリカ・ニューポートニューズ市、カナダ・オークビル市と姉妹友好都市提携を結び、交流事業を実施しています。今後もこれらの交流を通じ、国内外の親善意識を促進していく必要があります。また、在住外国人が地域社会の一員として活躍できる環境づくりも必要です。

次に、施策の展開でございますが、ただいま現状と課題で述べました認識の下、課題解決に向けて3つの施策を実施してまいります。

1つ目は「国内交流の推進」でございます。

2つ目は「国際交流の推進」でございます。

3つ目は「多文化共生社会の実現」でございます。

これらの施策については、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる3項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は42ページに記載の「多文化共生の推進」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

また、市民の役割でございますが、「外国人との交流などを通じ、国際感覚を高めます。」とさせていただきます。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、施策20につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員。

(委員)

重点取組項目「多文化共生の推進」ですが、もう少し市民の国際理解と国際感覚を高めるための取組という表現を分かりやすくしてもらえればと思います。

次に、和歌山県すさみ町と寝屋川市が交流している中で地域における文化の違いがあるかと思しますので、重点取組項目にそれらに関する内容も入れてはどうかと思います。

最後に、現状と課題で、すさみ町、ニューポートニューズ市、オークビル市など入っておりますが、中国の盧湾区については、どのような関係になっているのですか。

(関係職員)

上海市盧湾区につきましては、国際情勢等によって手紙のやりとりなどが

途絶えており、今年度に入りまして、本市から友好都市提携を今後も続けられるか確認するための手紙を送らせていただいたのですが、回答がない状況です。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

委員。

(委員)

施策の展開ですが、他の施策で「連携してまいります」「関係団体と連携してまいります」などの表現が用いられているのですが、寝屋川市だけ単独で国際交流ができる状況にはないかと思imasるので、例えば、国際交流協会、大学などの関係団体と連携するなどの記載を入れた方がいいのではないかと思います。

(関係職員)

前向きに検討してまいります。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、関係職員の入替えを行います。

続きまして、施策21「計画的なまちづくりを推進する」の審議に移らせていただきます。

関係職員の説明を求めます。

(関係職員)

まち政策部でございます。

それでは、施策21「計画的なまちづくりを推進する」について御説明させていただきます。

まず、現状と課題でございますが、都市計画マスタープランに基づき、土

地区画整理事業や地区計画制度の活用など、地域の実情や特性に合ったまちづくりを計画的に進めております。市の将来都市像を明確化するとともに、市全体の土地利用の在り方やまちづくりの方向性等を検討し、各施策・事業を推進してまいります。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向けて2つの施策を実施してまいります。

1つ目は「地域特性をいかしたまちづくりの推進」でございます。

2つ目は「長期間未整備の都市計画施設の対応」でございます。

これらの施策につきましては、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる5項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は44ページに記載の「第二京阪道路沿道地区のまちづくりの推進」「都市計画公園の再編」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

なお、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる取組項目のうち、番号を付番した上で分けて設定をしている取組についてですが、「第二京阪道路沿道地区のまちづくりの推進1」については小路地区、寝屋二丁目地区に関する取組、「第二京阪道路沿道地区のまちづくりの推進2」についてはふるさとリーサム地区に関する取組となっております。

次に、市民の役割でございますが、「まちづくりに関心を持ち、地域特性をいかしたまちづくりに参画します。」とさせていただきます。

最後に、施策の進捗を表す施策指標や市民意識の指標につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明は終わりました。

それでは、何か御質問、御意見ありますでしょうか。

委員。

(委員)

施策指標「地区計画の決定地区数(累計)」ですが、平成26年度実績値が

23か所、平成32年度めざそう値が29か所に上がっているのですが、寝屋川市として決定地区数は決まっているのでしょうか。ある程度、目標地区数というものがあるのですか。

(関係職員)

数値というのは決まっておりませんが、現在地区計画に指定している箇所は23か所であり、今後、決定を予定しているのが6か所ですので、目標値として29か所とさせていただいております。

(会長)

ほかにありませんか。

委員。

(委員)

計画的なまちづくりを推進するということですが、今まで計画的なまちづくりができなかった結果、密集住宅地区が3か所も残っているわけであり、災害に強いまちをつくるという観点も踏まえて計画的なまちづくりを推進するというのを、現状と課題などに入れていく必要があるのではないかと思います。

また、現状と課題などにおいて、地域の皆さんからの意見を踏まえ、一緒にまちづくりを進めますなどの表現が必要ではないかと思います。その中で、第二京阪道路沿道地区のまちづくりだけが重点取組項目に設定されていることに関して少し違和感を感じております。

次に、重点取組項目「都市計画公園の再編」ですが、現状でも市民1人当たりの都市計画公園の面積は少ないかと思います。その中で、都市計画公園を再編するというのですが、これはより面積を大きくするというのですか、それとも現状のまま再編しようということですか。

(関係職員)

密集住宅地区に関する内容につきましては、施策1「災害に強いまちをつ

くる」で記載しており、この施策はあくまで計画的にまちづくりを行うもので、重点取組項目には第二京阪沿道地区に関する項目を入れております。

次に、都市計画公園でございますが、増やすということではなく、在り方について検討を行った上で見直していくという趣旨でございます。

(会長)

委員。

(委員)

市民は都市計画公園が少ないという印象を持っておられますので、それらを踏まえた、都市計画公園の再編が必要であると思います。

(会長)

委員。

(委員)

施策名「計画的なまちづくりを推進する」について、他の施策に「四駅周辺のまちづくりを推進する」「利便性の高い快適なまちをつくる」など、似たようなまちづくりに係る施策名があるため、この施策における具体的なイメージがわかりにくかったので、参考までに申し上げます。

その中で、現状と課題ですが、本市の課題が書かれておらず、２段落目では、今まで通りのまちづくりを行えばよいという感じで記載されているのでもう少し課題を明確化し、今後どのように改善していくのか、施策を推進していくのかというところを記載してはどうかと思います。

現状と課題２段落目の１行目に「目指すべき将来都市像を明確化する」とありますが、次の２段落目の３行目にも「まちづくりの方向性等を検討し」とあり、何となく違う方向性で記載されているかと思いますが、どのように理解したらよろしいでしょうか。

(関係職員)

今まで乱開発等で密集住宅地域など課題のある地域ができてしまいましたので、そういう面で、都市計画マスタープラン等において将来像を明確化し、どういう方向でまちづくりを進めるのか検討した上で、それに向けてまちづくりを進めていくものと記載させていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

「今後の方向性等を検討し」というのはどういう意味ですか。

(関係職員)

今後のまちづくりの方向性につきましては、現在実施しております、第二京阪道路沿道における土地区画整理事業や良好なまちづくりを形成する地区計画制度などの活用ということで記載させていただいておりますが、そのような事業手法を活用した中で推進していくということでございます。

(会長)

委員。

(委員)

「市全体のまちづくりの方向性等を検討し」とはならないのですか。

(会長)

「市全体の」という言葉が2つの文章にかかっているのか、かかっていないのかという確認ですか。

(委員)

そういうことです。

(関係職員)

思いとしては、市全体ということで考えております。

(会長)

委員。

(委員)

今後、人口減少に対応した持続可能性のあるまちづくりを行うということ考えた中で、課題を抽出し、コンパクトシティなど市全体のまちづくりの方向性を検討していく思いがあれば、現状と課題で記載していただけたらと思います。

次に、重点取組項目「都市計画公園の再編」ですが、これは都市計画決定に関わることであるため、当施策に記載されているかと思いますが、施策26「水とみどり豊かなまちをつくる」の重点取組項目「公園・緑地の整備」では、取組概要に「都市公園等の整備を推進します」と表現されており、その辺りの整合性はどのように理解したらよいですか。

(関係職員)

当然、公園・緑地は必要なものと認識しており、担当課とも話をしておりますが、先程申しましたように、公園整備については実効性のある計画を今後策定していく必要があるものと考えておりますので、当施策で、都市計画公園の再編ということについて記載させていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

わかりました。それでは、実効性のある計画に変更した上で、公園整備に係る目標達成率が100パーセントを早期に実現できるという理解でよろしいですか。

(関係職員)

早期に100パーセントというのは、現時点での進捗からも困難であるかと思いますが、それに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

是非、そのような思いを持って実施してもらいたいということと、都市公園の再編については、都市計画マスタープランにも記載がありますとおり、レクリエーション拠点の地域的な偏在について、注意して対応していただきたいと思っております。

(会長)

委員。

(委員)

先ほど関係職員の方から「第二京阪道路沿道地区のまちづくりの推進1、2」について説明を受けたのですが、そもそも1と2に分けた理由をお聞かせください。

(関係職員)

「第二京阪道路沿道地区のまちづくりの推進1」につきましては小路地区、寝屋二丁目など市街化調整区域から新たにまちをつくるということで設定した取組であり、「第二京阪道路沿道地区のまちづくりの推進2」のふるさとリーサム地区につきましては、既にあるまちを再編するということで設定したものですので、それぞれ1と2に分けさせていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

当施策では、全体的に第二京阪道路沿道に関するまちづくりの内容に偏っているという感覚を受けますので、もう少し全体的な観点から計画的なまちづくりを推進していただきたいと思います。

(会長)

委員。

(委員)

第二京阪道路沿いのまちづくりに伴う交通整備はどのように考えておられますか。何か計画があるのでしょうか。

(関係職員)

例えば、寝屋南土地区画整理事業におきましては、ビバホームができたことにより、第二京阪道路につながる道路整備をしておりますが、若干の渋滞が発生していると認識しております。

また、今後、イオンもできますので、それに伴って道路整備も必要に応じて実施していくべきであると考えております。

(会長)

委員。

(委員)

イオンができることによって、現在の京阪バス路線が変更になる可能性があるのでしょうか。寝屋川市としては、どのように考えておられるのか教えていただきたいと思います。

(会長)

総合計画の中でそのようなことを考えているのかどうかということですね。

(関係職員)

具体的には道路関連部署が京阪バスと協議を行う中で、京阪バスが判断していくものと思いますが、市民の利便性という点は本市としても考えていく必要がありますので、総合的に関係所管課と協議してまいりたいと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

今後とも、こういうまちづくりに関する計画を立てられるときは、周辺の交通事情も併せた議論をしていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

なければ、施策22「良好な住宅・住環境を創出する」の審議に移らせていただきます。

関係職員から施策の説明を願います。

(関係職員)

それでは、施策22「良好な住宅・住環境を創出する」について説明させていただきます。

まず、現状と課題でございますが、住生活基本法において量から質へと転換が図られ、ゆとりのある生活環境の創出やおもむきのある景観の形成・維持を更に図る必要があります。また、ライフスタイルの変化等に対応するため、住宅マスタープランに基づく住宅施策をより一層進めていくことが重要であります。

次に、施策の展開でございますが、課題の解決に向けて3つの施策を実施してまいります。

1つ目は「良好な住環境の形成」でございます。

2つ目は「公的住宅等の在り方検討」でございます。

3つ目は「住宅政策の推進」でございます。

これらの施策につきましては、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる12項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は46ページに記載の「おもむきのある景観の形成」「市営住宅の再編整備」「計画的な住宅施策の推進」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

また、市民の役割でございますが「良好な景観形成に自ら努めるとともに、『景観基本計画』に即した『景観計画』に協力するよう努めます。」「所有する建物の適正な維持管理に努めます。」とさせていただいております。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標については、記載のとおりでございます。

以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、施策22につきまして、何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

委員。

(委員)

施策指標「景観重点地区の指定箇所数」ですが、平成26年度実績値で11か所、平成32年度めざそう値で20か所となっておりますが、市全体として、指定箇所は何箇所ぐらいを目標にするのかあるのでしょうか。

(関係職員)

現在の指定箇所数と今後の東寝屋川駅前線沿道、対馬江大利線沿道などのまちづくりを想定した上で、20か所とさせていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

大体で結構ですので、景観重点地区に指定する条件を教えてください。

(関係職員)

景観保全に関して重要な駅前、生駒山上地帯、淀川の河川、第二京阪道路沿道など、新たにまちづくりを行う地域において景観の維持保全を図ることを目的として指定するものとなっております。

(会長)

よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

委員。

(委員)

地域の中に公園、緑地帯があるということは地域の景観にも寄与するのではないかと思いますので、施策指標において、地域内にどれだけの公園、緑があるかということについて掲げてはどうかと思いますので、検討をお願いします。

次に、景観形成という観点で、寝屋川駅前線は電柱の埋設化を行っていますが、さらに170号線まで進めていくという話があるかと思います。他にも市内の道路で、電柱があることで通行が危ない箇所もありますので、埋設化についても重点取組項目までではなくても、取組項目として入れていただければと思います。

(会長)

委員。

(委員)

施策指標「公的賃貸住宅等の整備率」が平成26年度実績値で0パーセントですが、今ある市営住宅は換算されていないのですか。この数字の意味について説明をお願いします。

(関係職員)

市営住宅だけではなく、府営住宅、公的賃貸住宅、民間賃貸住宅等を見据えた全体的なまちづくりを今後新たに検討していくということで考えておりますので、平成26年度時点では整備率を0パーセントとさせていただいたところでございます。

(会長)

この整備率という表現が一般的に理解しにくいものであり、0パーセントとなると、現時点で市営住宅は存在するにも関わらず、全く未整備なのかというような誤解を招くものではないかという意見です。

例えば、括弧で新規と入れるなど。率直に分かるような表現にしてはどうかと思います。

(関係職員)

検討させていただきます。

(会長)

委員。

(委員)

現状と課題の3段落目の1行目に「ライフスタイルの変化等により、多様化・高度化する市民の住環境ニーズに的確に対応するため」と記載されているにもかかわらず、重点取組項目「計画的な住宅施策の推進」では、老朽空き家の解消のことしか記載がないので、もう少し未来志向の内容を入れると

いうことも必要ではないかと思えます。

(会長)

ほかに何かございますでしょうか。

委員。

(委員)

施策の展開「公的住宅等の在り方検討」で、「地域のまちづくりと整合性を図った一体的な再編整備を行う」とありますが、「地域のまちづくり」という表現について、もう少し分かりやすく説明していただければと思えます。それが、施策指標「公的賃貸住宅等の整備率」における分母となるかと思えますが。

(関係職員)

東寝屋川駅周辺でのまちづくりを考えているところでございます。

(会長)

委員。

(委員)

分かりました。それが1つ分母となるという感覚で理解させていただきます。

それから、市民の役割「所有する建物の適正維持管理に努めます。」とありますが、所有する建物と居住する建物というのは違うものなのですか。

(関係職員)

借家人ということもありますので、あくまでも建物をベースとしまして、建物は所有者に関して責務があるということでそのような表現とさせていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

では、居住されてる方の責任というのはいないのですか。

(関係職員)

景観、開発に伴い建物の適切な状況を保全するという観点で考えますと、建物の所有者ということで記載しております。

(会長)

委員。

(委員)

例えば、ごみ屋敷問題なども最近では取り沙汰されておりますので、居住されている方の責任に関する記載も検討していただければと思います。

(会長)

ほかに何かございますでしょうか。

委員。

(委員)

重点取組項目「市営住宅の再編・整備」ですが、地域の方の意見を聞いた上で実施するという記載をお願いしたいと思います。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

なければ、施策23「四駅周辺のまちづくりを推進する」の審議に入らせていただきます。

関係職員の入替えを行います。施策23の関係職員の方、お入りください。

準備でき次第、施策の説明をいただきたいと思います。

(関係職員)

それでは、施策23「四駅周辺のまちづくりを推進する」について御説明させていただきます。

まず、現状と課題でございますが、寝屋川市駅や香里園駅周辺での市街地再開発事業により、それぞれの駅周辺の地域特性をいかした特色のある市街地の形成を図ってまいりました。これからも駅周辺のまちづくりを継続して着実に推進し、都市の魅力や利便性の向上をより一層図っていくことが求められています。まちの魅力の更なる向上を目指し、駅周辺にふさわしいまちづくりを推進するとともに、市民と協働してまちづくりを推進してまいります。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、課題の解決に向けて2つの施策を実施してまいります。

1つ目は「連続立体交差事業によるまちづくりの推進」でございます。

2つ目は「鉄道四駅につながる道路整備やまちづくりの推進」でございます。

これら施策につきましては、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる8項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は48ページに記載の「京阪本線連続立体交差事業の推進」と「東寝屋川駅前線沿道地区まちづくりの推進」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

次に、市民の役割でございますが「地域を主体としたまちづくり活動への参加に努めます。」とさせていただきます。

最後に、施策の進捗を表す施策指標や市民意識の指標につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、施策23につきまして、何か質問、御意見等はございますでしょうか。

委員。

(委員)

アドバンス寝屋川に関する内容についても重点取組項目として取り上げるべき課題ではないかと思imasるので、是非、検討をお願いします。

次に、四駅周辺のまちづくりですので、Wi-Fiを完備するなど、若者たちに集まってもらいやすいまちづくりという視点も是非入れていただきたいと思imas。

(会長)

ほかにございますでしょうか。

委員。

(委員)

四駅周辺というのは大体どれくらいの範囲をイメージしたらよいですか。

(関係職員)

具体的な範囲はないですが、大体徒歩圏ということでいいましたら、1キロメートル範囲ということで考えていただければと思imas。

(会長)

委員。

(委員)

前期基本計画でも、課題としてありますが、萱島駅、東寝屋川駅などの駅周辺のバリアフリー化、主要な道路のを除いた生活圏域に関わる道路についての整備なども課題であるかと思imas。

次に、現状と課題の2段落目の1行目ですが、「これからも持続的に魅力ある都市として」という流れで、その後に「都市の魅力や利便性の向上をより一層図っていくこと」とありますが、文章的に矛盾しているかと思imas。

ので指摘をしておきます。

それから、重点取組項目ですが、萱島駅周辺のまちづくりも重点的な課題に取り上げることは、検討されたのでしょうか。

(関係職員)

萱島駅周辺のまちづくりでは、駅につながる道路として、萱島堀溝線の整備を想定しており、施策の展開に触れております。ただし、まずは、東寝屋川駅前線や対馬江大利線を優先的に整備した上で、その次の段階ということと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

東寝屋川駅前線事業の進捗率は、施策指標として設定されており、対馬江大利線整備事業は、施策25「利便性の高い快適なまちをつくる」に入っているのですが、この分け方はどのように考えているのでしょうか。

(関係職員)

確かに同じ都市計画道路の整備でございますけども、対馬江大利線については密集事業において整備を実施するものであり、東寝屋川駅前線につきましては区画整理事業による整備であるため、それぞれ異なる手法を用いることから、最終的にこのような形で分けさせていただいております。

(会長)

委員。

(委員)

少しその辺りの分け方など、読み手の方が分かりにくい形になっておりますので指摘しておきます

次に、施策の展開「連続立体交差事業によるまちづくりの推進」ですが、交通渋滞の解消と市街地の一体化による都市機能の向上という2つの目的が記載されておりますが、軌道空間をうまく利活用することで都市機能を向上させることにも相当寄与するかと思いますので、そういう取組を検討するような記載にしていただければと思います。

(会長)

ほかにございませんでしょうか。

ないようでしたら、施策24「安全で安定した上下水道サービスを提供する」の審議に入らせていただきます。

関係職員の入替えを行います。

準備ができましたら、施策について説明を願います。

(関係職員)

上下水道局でございます。

それでは、施策24「安全で安心した上下水道サービスを提供する」について説明申し上げます。

まず、現状と課題ですが、平成25年度の上下水道の組織統合による上下水道局の設置を契機といたしまして、効率的な事業運営に努めるとともに、経常経費の抑制を図り、財政の健全化による運営基盤の強化を図ってまいりました。水道事業におきましては、配水量が減少傾向にある中、計画的に管路の更新、耐震化事業及び維持管理業務等を推進し、安全で安心な水道水の安全供給を確保することが必要となっております。下水道事業における汚水整備につきましてはおおむね完了しておりますが、今後は下水道施設の経年化対策、災害時等における機能確保・被害最小化への対策など、計画的な施策の推進が必要となっております。

次に、施策の展開でございますが、前述のような認識の下、問題解決に向けて5つの施策を実施してまいります。

1つ目は「経年化施設の更新及び耐震化」でございます。

2つ目は「上下水道施設の適切な維持管理」でございます。

3つ目は「水質管理体制の充実」でございます。

4つ目は「経営基盤の安定」でございます。

5つ目は「下水道施設の経年化対策の推進」でございます。

これら施策につきましては、施策に掲げる全ての取組シートに掲げる26項目により具体的に取組を進めてまいります。重点取組項目は50ページに記載の「経年化した水道管の更新及び耐震化」「配水池の耐震化」「下水道施設の長寿命化」でございます。取組概要につきましては、記載のとおりでございます。

なお、施策に掲げる全ての取組シートの取組項目中、「下水道施設維持管理業務」の項目が2つございました。こちらは、上下水道局内で経営総務課、工務課の2課で取り組んでいる事業でございます。経営総務課では公共下水道共同幹線工事に伴う都市負担金の管理等に関する取組を、工務課では公共下水道施策の適切な維持管理に関する取組を、それぞれ取組項目として予定しております。

また市民の役割でございますが、「水循環における水資源の保全の重要性について、理解を深めます。」とさせていただいております。

施策の進捗を表す施策指標、市民意識の指標につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

(会長)

説明が終わりました。

それでは、施策24につきまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

委員。

(委員)

重点取組項目として水道管の耐震化だけではなく、震災時の早急な復旧に関する取組についても設定していただければと思います。

次に、施策指標「更新した水道管の延長合計」ですが、市内の水道管の総延長は何メートルあって、毎年どれだけの更新をしなければならないか市民

にとって分かりやすいような指標に変更してはどうかと思います。その意味で、施策指標としては、更新する水道管、下水管の両方設定してはどうかと思います。

また、市民意識の指標「『水道水は、安全でおいしい』と思う市民の割合」ですが、これ以上市としておいしくできるのですか。

(関係職員)

以前は、淀川の原水の水質悪化に伴い、カルキ臭いとか、まずいという市民からの意見がございましたが、その後、高度浄水処理を導入してからは臭いも少なく、おいしい水になったかと思います。ただし、市民の皆さんには以前の悪い印象が残っているところもありますので、積極的にPRさせていただき、水需要を喚起していきたいという思いでございます。

(会長)

委員。

(委員)

水としてはこれ以上おいしくなりようがないので、本当に安全で安定した上下水道サービスを提供するという施策の市民意識の指標として適しているのか疑問に思いますので、検討をお願いします。

(会長)

ほかに何かございますか。

委員。

(委員)

現状と課題では、上下水道ともに経年化対策が大きい観点としてあるかと思いますが、上下水道統合もしておりますので、その辺りの内容をまとめていただいた方がよいのではないかと思います。

次に、水道ビジョンの第三期計画について、平成28年度に新たに策定され

るという理解でよろしいですか、今検討中ということでもよろしいですか。

(関係職員)

現在、策定しているところでございます。

(会長)

委員。

(委員)

現状と課題、施策の展開などにおいて、第三期計画に関する内容は反映しているのでしょうか。

(関係職員)

現在策定中の第三期計画については、現状と課題に記載しております現状の認識も十分踏まえた作成に努めているところでございます。

(会長)

委員。

(委員)

分かりました。

次に、施策の展開「経営基盤の安定」に「あらゆる財源の確保」とありますが、何らかの方策があるということですか。

(関係職員)

国庫補助の確保や資金運用による運用益を上げていくことにつきましても考えております。

(会長)

委員。

(委員)

確かに運用益は重要であるものと理解いたしますが、全国的に人口が減少し、有取水率が減っている中で運用収入も減ってきていると思います。それに対して更新していかなければいけない管路も急激に増えているので、寝屋川市だけではなく、他市も巻き込んで、経営基盤の安定、それから経年化した水道管の更新対策に取り組んでいただきたいと思います。

また、施策指標については、先ほど委員からもありましたとおり、分母が分かるような達成率に変更した方がよいのではないかと思います。

(会長)

ほかに何かございますか。

なければ、以上で本日の審議は終了いたします。

最後に、その他といたしまして次回の日程についてお知らせいたします。

次回は9月24日木曜日、午後3時から、場所は本日と同じく議会棟4階第1委員会室での開催となりますので、よろしくお願い申し上げます。

万が一、現時点で御都合が悪い委員がおられましたら、会議終了後に事務局までお知らせください。また、本日以降に予定が入り、欠席となる場合につきましても、確定した時点で事務局まで御連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ほかに事務局から何かありますか。

(事務局)

本日は長時間、慎重御審議、誠にありがとうございました。本日頂きました御意見等につきましては、事務局において後期基本計画への反映に関する検討事項として取りまとめさせていただき、まとめて御審議いただく機会を設けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(会長)

なお、次回は本日の続きといたしまして、後期基本計画試案の施策25「利便性の高い快適なまちをつくる」から、後期基本計画試案の施策32「工業の振興を図る」まで審議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、第4回寝屋川市総合計画審議会を閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。